

許認可等の内容	会議の傍聴の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市教育委員会会議規則第 14 条第 1 項		
担 当 課	教育総務課	処分権者	委員長
標準処理期間	7 日	設定日	平成 8 年 4 月 1 日
審査基準			
<p>会議の傍聴の許可は、鳥取市教育委員会傍聴人規則第 3 条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次に掲げる者に該当する場合には、許可は行わないものとする。</p> <p>また、秘密会の決議がされた場合も、許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 凶器（その使い方によっては凶器となり得るものを含む。）を携帯している者 2 酒気を帯びていると認められる者 3 1、2 に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者 			

許認可等の内容	学校施設の使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市立学校条例第 5 条		
担 当 課	教育総務課	処分権者	教育長
標準処理期間	7 日	設定日	平成 8 年 4 月 1 日
審査基準			
<p>学校施設の使用の許可は、次に掲げる場合において、学校教育上又は管理上支障があるかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育のため <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会教育のための講習会、展覧会等を開催するため使用する場合 (2) 婦人会、青年会等の会合のため使用する場合など 2 その他公共のため <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令に基づいて使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> ア スポーツ基本法に基づく使用 イ 公職選挙法に基づく使用 ウ 災害救助法に基づく使用 エ 消防法に基づく使用 オ 水防法に基づく使用 など (2) その他の場合 <ol style="list-style-type: none"> ア 校長会合 イ 市町村職員の公務のための会合 ウ 官公庁の行う試験、検定、検査の会場 エ 音楽、文化、体育の諸団体が公共のために開催する音楽会、講演会、体育会など <p>なお、「学校教育上又は管理上支障がある」とは、次のような場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 授業、研究、諸行事に支障がある場合 2 学校の教育方針に反するような場合 3 その他管理上支障がある場合 			

教委 1 - 3

許認可等の内容	学校施設の使用の許可の変更の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市立学校条例第6条		
担当課	教育総務課	処分権者	教育長
標準処理期間	7日	設定日	平成8年4月1日
審査基準 「学校施設の使用の許可」の審査基準を準用する。			

教委 1 - 4

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市立学校条例第9条		
担当課	教育総務課	処分権者	教育長
標準処理期間	7日	設定日	平成8年4月1日
審査基準 使用料の減免は、次に掲げる場合に行う。 1 社会教育法に定める社会教育による使用の場合 2 スポーツ基本法に定めるスポーツ振興による使用の場合 3 1、2に準ずる場合で、教育委員会が特に必要と認めるものの場合 なお、減免の程度は、上記1及び2の場合は免除とし、上記3の場合は内容により個々のケースにより判断する。			

許認可等の内容	既納使用料の還付		
根拠法令及び条項	鳥取市立学校条例第 10 条ただし書		
担 当 課	教育総務課	処分権者	教育長
標準処理期間	7 日	設定日	平成 8 年 4 月 1 日
審査基準			
<p>既納使用料の還付は、条例第 10 条ただし書の規定により、使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができない場合その他教育委員会が特にやむを得ない事由があると認められる場合に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>ここで、「使用者の責めに帰することのできない理由」とは、天変地異、災害等をいい、「その他特にやむを得ない事由」とは、使用者の責任なしに事故等で施設が使用不能になった場合等をいう。</p> <p>なお、返還する額は、個々のケースにより判断する。</p>			

許認可等の内容	造作等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市立学校条例第 12 条		
担 当 課	教育総務課	処分権者	教育長
標準処理期間	7 日	設定日	平成 8 年 4 月 1 日
審査基準			
<p>特別の設備などの造作等の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「学校施設の使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 学校に当該造作等を施す必要性があり、かつ、学校の用途、目的を妨げないと認められること。 3 容易かつ確実に原状に回復することができることと認められること。 			